

2021年12月16日

SBI エステートファイナンス株式会社

全疾病保障付団体信用生命保険の取り扱いを開始

SBI エステートファイナンス株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：高橋 和彦、以下「当社」）は、2022年1月4日（火）より、当社が提供する住宅ローンを新規にご利用のお客様に全疾病※保障付団体信用生命保険の取り扱い（引受保険会社：SBI 生命保険株式会社、本社：東京都港区、代表取締役社長：小野 尚）を開始いたします。なお、本取り扱いは、一般社団法人全国団信推進協会（本社：島根県松江市、代表理事：長岡 一彦）が団体保険契約者とする業態・地域の垣根を越えた団信制度であり、当社は地域金融機関等の一社として参画いたします。

※精神障害等、所定の免責事由に該当する場合は除きます

当社の住宅ローンは、購入不動産の評価を重視することで、自営業や非正規雇用者、シニア世代の方々など、幅広いお客様のニーズにお応えしてまいりました。また、融資が難しいとされる築古の不動産等であっても、当社独自の審査基準で柔軟な対応を行っております。今回、全疾病保障付団体信用生命保険の取り扱いにより、死亡・所定の高度障害状態に該当した場合の保障はもちろんのこと、疾病や傷害により所定の就業不能状態が継続した場合につきましても、保険金が支払われる手厚い保障が提供され、より安心して当社商品をご利用いただけます。なお、ご利用にあたって団体信用生命保険の保険料は当社が負担いたします。

当社は、1996年の設立以来、「不動産の価値を的確に評価し、お客様の資金ニーズに応えスピーディーに融資を行う」をモットーに、きめ細かな金融サービスを提供して参りました。当社は首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）に特化した「不動産担保ローン専門会社」として長年培ってきた独自のノウハウを強みとしております。加えて、2021年8月には「リ・バース 60」の取り扱いを開始し、シニア世代の不動産資産の有効活用をより一層サポートできる体制も構築しております。

（1）取扱開始日

2022年1月4日（火）

（2）団体信用生命保険の概要（保障プラン）

一般団信

住宅ローンをご利用のお客様がローン返済期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、余命6カ月以内と判断された場合、がんと診断確定され、標準的な治療をすべて受けたが効果がなかったなどと元受保険会社が判断した場合に、それぞれローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。

全疾病保障付団信

一般団信の保障に加えて、住宅ローンをご利用になるお客様がローン返済期間中に傷害または疾病（精神障害等、所定の免責事由に該当する場合を除く）により就業不能状態となった場合に、毎月のローン返済を保険金で保障いたします。また、所定の期間、就業不能状態が継続した場合には、ローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。

ワイド団信

一般団信よりも引受条件が緩和された団信です。これまで健康上の理由等で一般団信にご加入できなかったお客様向けの団体信用生命保険です。例えば、高血圧症、高脂血症、肝機能障害等の持病があり、一般団信にご加入できないお客様が加入できる場合があります。

※保険のご加入にあたっては保険会社所定の審査がありますので、健康状態などの告知内容によってはご加入いただけない場合があります。

(3) 団体信用生命保険を取り扱い出来る対象商品

住宅ローン

団体信用生命保険にご加入できない場合であっても、従来通りに住宅ローンの利用は可能です。商品の詳細は[こちら](#)をご確認ください。

以上

【本件に関するお問合せ先】

SBI エステートファイナンス株式会社 営業部 電話：03-6851-4641

貸金業者登録番号 関東財務局長（2）第 01516 号 日本貸金業協会会員 第 003635 号

特定金融会社登録番号 関東財務局長第 55 号